

☆ 2019年度の各保険料率等について

■ 雇用保険料率

平成30年度と変わらず、以下の通りとなります。

事業の種類	負担者		② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)		失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(30年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(30年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(30年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(厚生労働省リーフレットより)

■ 労災保険率

平成30年度から変更なし

※ 全業種平均の労災保険率は1,000分の4.5。

労災保険率は各業種の過去3年間災害発生状況等を考慮し原則3年ごとに改定されます。

(直近の改定は平成30年度に行われ、本年度は改定されません)

■ 全国健康保険協会の健康保険料率・介護保険料率

健康保険料率(東京都) : 9.90% 介護保険料率 : 1.73%

※ 変更後の健康保険料率と介護保険料率は、一般の被保険者は3月分(4月納付分)から適用となります。

■ 厚生年金保険料率

18.3%(一般、坑内員・船員)

※ 平成29年の改定以降、料率は固定とされました。

■ 子ども・子育て拠出金率

0.34%(平成30年度は0.29%)

※ 内閣府「平成31年度における子ども・子育て支援新制度に関する予算案の状況について」より

労働保険・社会保険の手続、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください!